

(仮称)流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例(案)【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1条	趣旨	・児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(最低基準)を定める	—
第2条	定義	・児童福祉法において使用する用語の例による	—
第3条	最低基準の目的	・利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する	—
第4条	最低基準の向上	①放課後児童健全育成事業者に対し、最適基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ②市は、最低基準を向上させるように努める	—
第5条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	①最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない ②最低基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならない	—
第6条	放課後児童健全育成事業者の一般原則	・放課後児童健全育成事業者の一般原則	参酌
第7条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	①軽便消火器等の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない ②避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない	参酌
第8条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	・職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参酌
第9条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ②職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない	参酌
第10条	設備の基準	①遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」)、支援の提供に必要な設備・備品等を備えなければならない ②専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上	参酌
第11条	職員	①放課後児童支援員を置かなければならない ②放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上(ただし、1人を除き補助員に代えることができる) ③放課後児童支援員は、保育士資格を有する者等で都道府県知事が行う研修を修了したもの ④一の支援の単位の児童数は、おおむね40人以下	従う ※第4項は参酌

第12条	児童を平等に取り扱う原則	・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてならない	参酌
第13条	虐待等の禁止	・職員は、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてならない	参酌
第14条	衛生管理等	①設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない ②放課後児童健全育成事業所等で感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない ③放課後児童健全育成事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない	参酌
第15条	運営規程	・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない	参酌
第16条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない	参酌
第17条	秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	参酌
第18条	苦情への対応	①行った支援に関する苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない ③運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない	参酌
第19条	開所時間及び日数	①開所時間について次に掲げる区分に応じ定める時間以上を原則として、保護者の労働時間等を考慮して、事業所ごとに定める (1)休日：1日につき8時間 (2)平日：1日につき3時間 ②開所日数について1年につき250日以上を原則として、保護者の労働日数等を考慮して事業所ごとに定める	参酌
第20条	保護者との連絡	・保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌
第21条	関係機関との連携	・市、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない	参酌
第22条	事故発生時の対応	①利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない	参酌
第23条	委任	・このほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める	—

附則			
第1条	施行期日	・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する	—
第2条	職員の経過措置	・職員の経過措置について	従う
第3条	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正	・流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例第4条(見出しを含む。)中「学童保育指導員」を、「放課後児童支援員」に改める	—